



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

赤川 誠一

1. はじめに

4月に副会長の活動をスタートしてから、7月現在で、3か月以上が経過いたしました。4月から6月にかけては、着任の挨拶回り、各委員会の立ち上げ、各支部会員との語る会等、忙しい時期が続きました。原稿を執筆している7月現在、スケジュールも落ち着いてきました。以下、私の担当する委員会の活動状況についてご報告させていただきます。

2. 実務系委員会

(1) ソフトウェア委員会

ソフトウェア委員会は、坂田泰弘委員長を含む総勢31名の比較的若い委員で構成されています。坂田泰弘委員長の下、諮問事項、委嘱事項等を精力的に審議しています。

今年度は、諮問事項（画面ユーザーインターフェースの効果的保護手段についての調査・検討）を審議する第1部会、諮問事項（米国におけるソフトウェア関連発明に関する機能的記載及び保護適格性についての調査・研究）を審議する第2部会、及び研修を企画する第3部会を設けて、各部会長の下、精力的に審議されています。

各部会における審議とは別に、委員会においても、毎月、ソフトウェア関連発明に関する裁判例の報告などを、特に経験の少ない委員に割り当てることで委員のレベルアップを図っております。

米国では、Alice Corporation vs CLS Bank 米国最高裁判決、及び Limelight Networks vs Akamai Technologies 米国最高裁判決が出されましたが、これらについてもソフトウェア委員会で議論されると思わ

れます。

判決例に関する分析については、パテント誌に投稿されることもしばしばです。

日本弁理士会会員への成果還元の見点から、ソフトウェア関連発明の進歩性に関する会員研修を例年どおり行う予定です。

知的財産協会ソフトウェア委員会との合同委員会、及び特許庁第4部電子商取引等との意見交換を例年どおり行う予定です。

以上のように、ソフトウェア委員会は、数多くの議題を扱っております。

(2) 技術標準委員会

技術標準委員会は、南島昇委員長を含む総勢15名の委員で構成されています。南島昇委員長の下、審議委嘱事項、委嘱事項等を精力的に審議しています。

今年度は、主に審議委嘱事項（国際的な標準化活動において、日本弁理士会（又は弁理士）が貢献可能な役割の検討）を審議する第1部会、委嘱事項（技術標準に関する具体的作業に関与するための会員向けセミナーの企画・実施）を審議する第2部会を設けて、各部会長の下、精力的に審議しています。

第1部会には、技術標準委員会の委員歴が比較的長い委員を、第2部会には、委員歴が比較的短い委員を割り当てることで、先端的な議論の実行と委員全体の底上げとの両方を計っています。

全体の委員会では、委嘱事項（技術標準に係る諸機関・諸団体との情報交換）として、7月には、日本規格協会理事仲田雄作様から「標準化と知的財産」に関する講演をいただき、意見交換を行いました。

第1部会では、最初の取っ掛かりとして、技術標準化のフェーズと当事者との関係付けを審議しております。その後、各関係付けについて掘り下げていく予定になっております。

第2部会では、10月14日に大阪で開催を予定しているグループ演習形式による会員向けセミナーを審議しております。このセミナーにおいては、事業戦略を成功に導く技術標準の考え方というテーマで、技術標準の基礎知識の解説、仮想事例をグループに分かれて検討し、検討結果の発表と講師による解説を行う予定です。

3. 会務系委員会

(1) 情報企画委員会

情報企画委員会は、中野寛也委員長を含む総勢8名の委員で構成されています。そして、中野寛也委員長の下、諮問事項、審議委嘱事項等を、事務局（情報室）の支援を得て、精力的に審議されています。

特に、委嘱事項（弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善）は、平成26年2月に産業構造審議会知的財産分科会の報告書「弁理士制度の見直しの方角性について」に添付された「日本弁理士会における自治等の取組について」（平成25年12月26日付け日本弁理士会）に記載されているとおり、日本弁理士会が、弁理士ナビの改良版を平成26年度内に提供するという、極めて重要な事項です。弁理士ナビとは、日本弁理士会ホームページにおいて、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要な情報として公開している弁理士検索システムを意味します。

弁理士ナビの主な改良事項には、①「弁理士ナビ」に、「他の事務所との連携状況」、「業務引継（後継者選定状況）」に関する欄を設け、一人事務所の会員に対して届出を促し、届け出のあった会員のみ「弁理士ナビ」の該当欄に記入できるようにするとともに、この欄による検索機能を盛り込み、弁理士ナビで照会できるようにすること、②研修受講歴による弁理士の検索機能を追加すること、③研修未受講者を検索できる機能を

追加すること、及び④中小・ベンチャー企業、大学等の支援実績に基づく検索機能を追加すること等が含まれます。

また、弁理士ナビの改良とともに、弁理士ナビに係るマスターファイル作成更新の自動化にも取り組んでいます。このため、極めてタイトな開発スケジュールになっています。遅くとも8月中に弁理士ナビの仕様を確定できるように、中野委員長を中心に、研修所及び総合政策企画運営委員会等と連携して精力的に審議されています。

この他、諮問事項（日本弁理士会におけるCIO制度の導入についての検討）についても審議されています。日本弁理士会は、現在、18個の主なシステムと、本会及び各支部を含めた、ネットワーク環境、ネットワーク機器、テレビ会議用ハード等を運用管理しております。各システムが個別に導入されてきた経緯もあり、日本弁理士会におけるITインフラを運用管理していくうえで、CIO機能が必要ではないかとの問題意識の下、審議されております。

4. 例規設置委員会

(1) 防災会議

防災会議は、渡辺伸一議長、7名の副議長及び16名の委員の総勢24名で構成されています。そして、巨大地震等による災害に対する備えを会員に周知するとともに、仮に災害が発生した場合の会員の安否確認、及び特許庁と折衝し特許出願その他の手続きに関する必要情報の会員への提供等を行います。

仮に今年度内に、震度6以上の地震などの大規模災害が発生した場合、渡辺伸一防災会議議長は日本弁理士会古谷会長に進言し、連絡可能な副会長過半の同意を得て、災害対策本部が設置されます。この際、本部長には古谷会長が就き、副本部長には副会長、防災会議議長、及び副議長、被災地区支部長が就くことになっております。（なお、それが不可能な場合には、副本部長の協議によって、稲岡近畿支部長が本部長職務代行者に就くことができます。）そして、安否確認、日本弁理士会のホームページを災害用のホームページに

切り替えます。

その後、例えば、特許庁と折衝し特許出願その他の手続きに関する必要情報の会員への提供、必要に応じて会則等に基づいて本会の各機関の復旧を行うこととなります。

今年度の防災会議は、審議委嘱事項1（本会所有の発電機の廃棄処分の是非についての検討）及び委嘱事項4（弁理士会館の耐震性の再確認と地下倉庫の防災用備品の東京倶楽部ビルへの移動及び備蓄）等を審議する第1部会、審議委嘱事項2（東京被災時のHP切替え作業に関する体制の検討）及び委嘱事項1（防災訓練の実行）等を審議する第2部会、並びに委嘱事項2（防災関係マニュアルの見直し・改訂・周知）等を審議する第3部会を設けて、各部会長の下、精力的に審議されています。なお、今年度も10月1日（水）に首都直下型地震を想定した防災訓練を実施する予定です。

5. 支部関連

（1）九州支部

九州支部は、3月31日現在、主たる事務所が117、従たる事務所が73の合計190事務所が存在する支部です。今年度は、羽立幸司支部長の下、支部運営がなされています。九州支部は、例えば中小企業診断士協会との連携強化、工業高等専門学校（大学）との連携強化、九州経済産業局等との更なる連携、各県との連携強化等に積極的に取り組まれる予定です。

（2）四国支部

四国支部は、3月31日現在、主たる事務所が41、従たる事務所が22の合計63事務所が存在する支部です。今年度は、出口祥啓支部長の下、支部運営がなされています。四国支部は、例えば、中小企業診断士協会との連携や知財コラボ四国等、地域における関係諸団体との交流及び関係強化を進めている点で先駆けとなる支部です。

6. その他

（1）政務報告ワーキンググループ

政務報告ワーキンググループは、執行役員会において必要であると認められ、その決議を経て設置された「日本弁理士会に関する政務活動について報告と意見交換を行う」ことを目的とする本会組織の一機関です。

7月現在までに、7月1日に開催された弁理士の日記念祝賀会、及び例年行われる「支部会員と語る会」における議事次第等について意見交換を行っています。

7. おわりに

本年度の執行役員会は、古谷会長の任期の2年目に該当します。各委員会の審議はこれから佳境に入ります。担当副会長としても、正副会長とも意識合わせをしつつ、鋭意努める所存です。